

六角小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、いじめに対する認識を全職員で共有し、いじめの未然防止と、早期発見・いじめ事案への対処に迅速かつ組織的に対応する。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの未然防止の取組

(1) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

道徳教育、人権教育、生徒指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通して、「いじめは決して許さない」という土壌をつくり、豊かな心の醸成を図る。

※年間計画は、別紙

①学習指導の充実

- ・学習指導の充実として、「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

②道徳教育の充実

- ・道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の指導を通じて、児童一人一人が自己を見つめ、人間としてのよりよい在り方や生き方、道徳的価値について自覚を深め、自尊感情や自己肯定感を高められるように努める
- ・全教育活動を通じて、相手や仲間の気持ちを考え、思いやりの心をもって行動できる道徳的実践力の育成に努める。

③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。

④その他

- ・児童生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

(2) 教職員の人権感覚の向上及び学級経営の充実

- ・教職員一人一人が、強く鋭い人権感覚を磨き続け、全教育活動を通じて「いじめは決して許さない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・児童一人一人が居場所を実感し、互いを認め合い、支え合える学級集団を築くなかで、一人一人の自己有用感の向上を図る。
- ・暴力的な言葉遣いや差別的な言葉遣いのない、正しく温かい言語環境の整った集団づくりを進め、互いの人権を尊重しながら一人一人が安心して学習や生活ができるようにする。
- ・一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進め、学ぶ喜びや成就感、充実感をもたせる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織

- ① いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② いじめ防止等の対策が速やかに行えるように「いじめ防止対策委員会」に「校内委員会」、「拡大委員会」を設ける。「校内委員会」のメンバーを、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭等とする。また「拡大委員会」は、校内委員会に外部委員（PTA会長、学校運営協議会委員、学校教育・心理・福祉等に関し職見を有する者〔スクールカウンセラー等〕等）を加えたメンバーとする。ただし、状況に応じて、担任等の関係者の出席を求める場合もある。
- ③ いじめ防止対策委員会「拡大委員会」の開催 年2回（前期・後期に各1回）
- ④ 臨時会の開催 問題発生時
- ⑤ いじめ防止対策委員会「校内委員会」は次のことを行う。
 - ・基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - ・いじめの相談・通報の窓口
 - ・関係機関、専門機関との連携
 - ・いじめの疑いや児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有
 - ・いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - ・重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - ・当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- ⑥ 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
 - ・教育相談や校内研修など、いじめに関する校内体制がきちんと機能しているか、PDCAサイクルの評価に基づき検証し、改善を図る。

(4) 保護者・地域との連携

- ① P T A 評議員会や懇談会で保護者・地域に対して学校のいじめに係る対策等について周知する。
- ② 授業参観において、いじめや命について考える授業を公開し、親子で命の大切さについて考える機会をもつ。
- ③ ネットいじめ防止の啓発
 - ・ 携帯電話等の所持に関して、必要性の見極めなど保護者の方々に協力を仰ぐ。
 - ・ 情報モラルの指導を徹底し、学校と家庭が連携して、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性や危険性について理解させる。
 - ・ 保護者会授業参観での学級活動、インターネット関連講座等を利用して、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。
 - ・ SNS 等で、間違った情報が拡散しないように協力を常日頃呼びかける。

3 いじめの早期発見

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

- ① 日常の観察から
 - ・ 交友関係の変化
 - ・ 体調の変化や表情の変化
 - ・ 服装の乱れや言葉遣いの変化
 - ・ 欠席状況、遅刻・早退の状況
 - ・ 持ち物の紛失や持ち物の変化
 - ・ 金銭の使い方の変化
 - ・ 保健室への訪問回数等
- ② 本人・保護者等の訴えから
 - ・ いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット配布
 - ・ 定期的なアンケート調査の実施（毎月1回の「心の元気チェック」の実施）
 - ・ 教育相談の充実
 - ・ 家庭訪問や個人懇談での情報交換
- ③ 教師による直接の発見から
 - ・ 職員連絡会（毎週水曜日）や生徒指導協議会（月1回）等、情報交換の場の活用
- ④ スクールカウンセラーによる助言の活用
 - ・ スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制づくり

4 いじめ事案への対応

- (1) 教職員は、児童から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときや、いじめ事案を発見したり発覚したりしたときは、速やかに管理職に報告する。

- (2) いじめ事案を覚知したときは、直ちに「いじめ防止対策委員会校内委員会」を設置し、事実確認と今後の対応について協議し、いじめ事実の有無を確認する。その際、以下のことに留意する。
- ・情報収集を綿密に行い、いじめの事実の有無を確認する。いじめがあったことを確認した場合は、いじめをやめさせるとともに、いじめを受けている児童の身の安全と安心を最優先に考え、いじめに関わった児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ・学級担任だけで抱え込まず、上記組織で対応を協議し、役割分担を的に対処する。
- (3) 「校内委員会」でいじめ認知の判断を行い、その結果を白石町教育委員会に報告する。
- (4) いじめと認知した場合は、いじめに係る「拡大委員会」を設置し、いじめの解消、その再発防止、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援内容・方法、いじめに関わった児童への指導とその保護者への助言等について協議する。
- (5) いじめと認知した事案について、聴取した情報や事実を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有する。その際、必要な措置を講ずると同時に、十分な配慮をして対処する。
- (6) いじめを受けた児童・保護者への支援と、いじめに関わった児童への指導・保護者への助言を継続的に行う。
- (7) スクールカウンセラー等の協力を得ながら、該当児童の心のケアに努める。被害が継続しないように、校内での見守りや教育相談などの体制を強化する。
- (8) いじめの傍観者の立場にいる児童たちに、そうした態度・行動がいじめているのと同様であるということを改めて気付かせ、指導にあたる。全校集会や人権集会で、「いじめは決して許さない」という姿勢を示し、命や人権を大切にすることについて指導を行う。
- (9) いじめの早期解決に向け、関係機関と連携して対応にあたる。明らかな犯罪行為にあたるいじめ事案の場合には、白石町教育委員会及び白石警察署生活安全課等と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

インターネットやSNS等を利用し、特定の児童に対する誹謗・中傷などのネット上でのいじめが深刻化している。情報の特性を踏まえて、学校と家庭が連携しながら、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処など、情報モラルの指導を徹底し、未然防止に取り組む。

6 重大事態への対応

いじめにより、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあるとき、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、以下の対応をする。

- ・重大事態が発生した旨を、白石町教育委員会に速やかに報告する。
- ・白石町教育委員会と協議の上、当該事案に対応する調査組織を設置する。

- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切に図る。
- ・白石町教育委員会と連携し、上記組織の決定を踏まえて対応にあたる。

7 職員研修

- ・毎月、生徒指導に係る協議・研修を行い、いじめ問題について全職員の共通理解を図り、指導に生かす。
- ・教職員がスキルや指導方法を身に付け、的確に対応することができるように、各種マニュアルや事例等を活用した研修や、カウンセラー等を活用した研修等を計画的に実施する。

8 いじめ防止等の取組の評価

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価（教職員及び児童、保護者対象）を行い、改善を図る。

(改訂) H25.4.月 一部改訂
R 3.1.月 一部改訂
R 4.2月 一部改訂
R 5.7月 一部改訂